

平成21年第47553号

原告 槌田敦

被告 東京大学ほか

原告準備書面(4)

2011年2月1日

東京地方裁判所民事部第26部御中

原告 槌田敦

被告準備書面(4)に対する反論

第一、原告に対する最大・最悪の 名誉毀損は「三段論法の間違い」

1. 原告は、訴状において、被告東京大学はその書物『地球温暖化懐疑論批判』(甲7、v頁)により、原告を筆頭に12名の科学者を名指しして、その議論に対して下記9項目の特徴を挙げて原告らを名誉毀損した、と主張した(訴状p5)。

1. 既存の知見や観測データを誤解あるいは曲解している
2. すでに十分に考慮されている事項を、考慮していないと批判する
3. 多数の事例・根拠に基づいた議論に対して、少数の事例・根拠をもって否定する
4. 定量的評価が進んでいる事項に対して、定性的にとどまる言説を持ち出して否定する(定性的要因の指摘自体はよいことであるものの、その意義づけに無理がある)
5. 不確かさを含めた科学的理解が進んでいるにも関わらず、不確かさを強調する
6. 既存の知見を一方向的に疑いながら、自分の立場の根拠に対しては同様な疑いを向けない
7. 問題のある現象の時間的および空間的なスケールを取り違えている
8. 温暖化対策に関する取り決めの内容などを理解していない
9. 三段論法の間違いなどロジックとして誤謬がある

2. 原告は、準備書面(1)において、書物『地球温暖化懐疑論批判』にある原告らの36項目の議論(「証拠」を含めれば67項目)のどれが、9項目の特徴のどれに該当するのか、と求釈明した(原告準備書面(1)p6)。

これに対し、被告東京大学は、被告準備書面(2)において、一旦は「答える必要はないと思料する」とした(被告準備書面(2)p3)。

しかし、その後、被告準備書面(3)において、「当該記載が前提とする事実について、9項目の特徴ごとに代表例を述べる」として、9項目の特徴と原告らの36項目の議論との関係を明らかにした(被告準備書面(3)p2~6)。

これによれば、被告東京大学が、原告の議論に対して、5項目の特徴を貼り付けたことが明らかになった。すなわち、原告の議論14には特徴1と特徴7、議論17には特徴4、議論18には特徴9、議論26には特徴2、をそれぞれ貼り付けたのである。

3. 原告は、原告準備書面(3)において、原告の議論に5項目の特徴を貼り付けたことに対し、被告東京大学は国立大学法人法で設立される法人であって、表現の自由を享有していないから、これらの貼り付けは、その内容が真実であろうとなかろうと、憲法23条、憲法21条、民法709条、国立大学法人法22条に違反すると主張した(原告準備書面(3)p2)。

その上で、国民間の名誉毀損の免責条件である公共性、公益性に関する真実性の条件と被告東京大学との関係について論じた。すなわち、これら原告の議論に対する5項目の特徴が1つでも真実でなければ、虚偽の特徴を原告の議論に貼り付けたことになり、名誉毀損として悪質である。実際に5つともに真実ではなく、虚偽であるから、極めて悪質であると述べた(原告準備書面(3)p3~6)。

これに対し、被告東京大学は被告準備書面(4)において、5つの代表例が真実ではないことについて、一切の認否しなかった。つまり、被告は、原告の議論に対する5項目の特徴の貼り付けは真実ではないという原告の示した事実を認めたのである。

4. この代表例の中で、特徴9「三段論法の間違い」は最悪の名誉毀損である。このような間違いをするような者は科学者として失格である。したがって、これを原告の議論に貼り付けたことは科学者に対する最大の人身攻撃であって、原告の名誉を完全に毀損したのである。

ここで「三段論法」とは形式論理学でいう大前提と小前提だけから結論を導き出す演繹的推論をいう。以下、この最大で最悪の名誉毀損「三段論法の間違い」について詳述する。

5. 被告東京大学は、被告準備書面(3)において、原告の議論18をとらえて、次のように原告の「三段論法の間違い」を主張した(被告準備書面(3)p5~6)。

(9) 「三段論法の間違いなどロジックとして誤謬がある」について

懐疑論の中には、「人為的に排出された二酸化炭素の大気中滞留時間は短い。」とする議論がある(乙1・42頁・議論18)

この議論は、「人間活動によって放出された二酸化炭素のうち、約3割が海洋や森林に吸収される」という表現を、「人間活動によって放出された二酸化炭素分子のうちの約3割が選択的に海洋や森林に吸収される」と論理をすり替え、このような論理

のすり替えを前提に導かれた議論である。

実際には、「人間活動によって放出された二酸化炭素のうち、約3割が海洋や森林に吸収される」という表現は、「森林や海洋は二酸化炭素を放出したり吸収したりしているが、地球全体では現在正味で吸収となっている。その1年間の吸収量は、同じ年に人間活動によって放出される二酸化炭素量の約3割にあたる」という意味であり、これを前提にすれば、人間活動による二酸化炭素放出が続く限り大気中の二酸化炭素量は増えていくことになるのである。

まず、この文章は何を言いたいのか、意味不明である。それはともかく、この文章において、誤解が生じないように補足する必要が生じた。この文章には「」の付いた引用文がたくさんあるが、そのうち、「人為的に排出された二酸化炭素の大気中滞留時間は短い。」という文だけが原告の書いた文の引用である。しかし、これを除く残りの「」は、すべて被告東京大学が憶測を混じえて作成した推論である。

そして、被告東京大学は、この意味不明の推論を使って、「三段論法の間違い」を論ずるのではなく、「議論のすり替え」を論じようとしている。つまり、東京大学ともあろうものが、東京大学自身の指摘した「三段論法の間違い」から、「議論のすり替え」にすり替えることで、この問題から逃れようとしているのである。

6. そこで、原告は、原告準備書面(3)において、

「被告東京大学は、三段論法とは何かを理解していないようである。議論18における被告準備書面(3)p6の記述では、大前提、小前提、結論が示されておらず、三段論法での何をどのように間違えたのか説明できていない。つまり、「三段論法の誤謬」という被告東京大学の指摘は真実ではない。

ところで、三段論法の誤謬をする者は科学者として失格であるから、原告に対して三段論法の誤謬をしたと指摘したことは、極めて悪質で深刻な誹謗中傷、人身攻撃である」

と反駁した(原告準備書面(3)p5)。

7. これに対し、被告東京大学は、その準備書面(4)において認否さえせず、どこに「三段論法の間違い」があるのかについて答弁しなかった。

これに答えないということは、被告東京大学が原告に対して「三段論法の間違い」というレッテルを貼り付け、そして論証のない虚偽の断定をしたことを自認するものである。

これは、原告の議論に「三段論法の間違い」があるか否かという事実の問題であって、意見の違いとか言論の応酬といった次元の話ではない。

よって、被告東京大学は、原告の議論18に対し虚偽の特徴9を貼り付けることにより、弁解の余地のない最大・最悪の名誉毀損に及んだものであることが分かる。

8. 原告の残りの4項目の議論(14、26、17、14)に対する特徴(1、2、4、7)の貼り付けも同様であって(原告準備書面(3)p3~5)、悪質な名誉毀損を重ねるものである。

9. そもそも被告東京大学は、国立大学法人法により設置された準国家機関であって、表現の自由を享有しないから、他者の意見を論評することはできない。もしも、このような準国家機関に表現の自由があるとすれば、ふたたび、戦前のような国家による言論誘導が再現することになる。

そればかりか、被告東京大学は、日本における学問の場において、何者にも勝る社会的権力(公権力)を有している。したがって、本件において、原告らに対してその議論を批判し、原告らに一方的な特徴を貼り付けることは、決して許されてはならない。

10. また、学問において対立する見解が存在するとき、被告東京大学がその社会的権力(公権力)により一方の科学者の見解を擁護して反対者を否定するならば、その及ぼす影響力は絶大であり、否定される側の科学者はこの上ない人身攻撃を受けることになる。

特に、被告東京大学が、特徴1.「曲解している」、特徴5.「その意義づけに無理がある」、特徴6.「既存の知見を一方的に疑いながら、自分の立場の根拠に関しては同様な疑いを向けない」などの表現を用いて反対者を批判することは、科学者間の相互批判とは質的に異なって、反対者の科学者としての資質に対する直接かつ重大な攻撃となり、これにより批判された科学者の社会的評価は容易にかつ著しく低下させられることになる。

まして、被告東京大学が原告の議論に特徴9.「三段論法の間違い」を貼り付けたことは、科学者に対する許しがたい最悪の人身攻撃・名誉毀損となるのである。

第二、「被告準備書面(4)第2」について

1. この被告準備書面(4)第2は、原告準備書面(3)第一に対する反論としている。しかし、原告の主張する事実について、東京大学が国賠法でいう公共団体か否かを除き、認否を一切していない。したがって、原告準備書面(3)で主張した国賠法関連以外のすべての事実について、民訴法第159条により被告東京大学は「自白」し、すべて認めたものとみなされる。

2. 「被告準備書面(4)第2、1」(p1)について

被告東京大学は、憲法第23条学問の自由について、故意かどうかはともかく、大きな勘違いをしている。国民の頭脳の働きは常に自由であるから国民は自由に考えることができ、また場所さえより好みしなれば国民は自由に意見を発表することもできる。憲法のいう学問の自由とは、このように国民が自由に研究し、自由に研究成果を発表する

ことができるというような当然のことを言っているのではない。

憲法のいう学問の自由とは、国民に対して国家機関など公権力ある機関がこれに干渉しないことをいう。被告東京大学は国立大学法人法により設立され、その費用は国費を使用する準国家機関であって、この準国家機関が国民の学問の自由に干渉したかどうか問われているのである。

小宮山前東京大学総長らは、「温暖化懐疑論に終止符を」打つために、東京大学という準国家機関の公権力を利用した。その目的は、IPCC報告書スキャンダル(2010年には本部も認める)など落ち目の「人為的CO₂温暖化説」を支えるため、原告ら批判的科学者の名誉を低下させることで、その社会的影響力を殺ごうとしたのである。

ここで温暖化懐疑論に「終止符を打」つとは、温暖化懐疑論者を「非国民」ないし「非人間」となじることを意味し、それを東京大学がおこなうとするのである。その方法は、原告を筆頭に批判的科学家12名を名指しして誹謗する書物『地球温暖化懐疑論批判』(甲7)を東京大学により発行・配布し、またインターネットでpdf無料公開することであった(原告準備書面(1)p4~5、甲7-7)。その費用はすべて国費を使用した。このように、被告東京大学小宮山前総長は、東京大学を悪用したのである。

この行為は準国家機関による国民の学問の自由に対する干渉であって、憲法第23条に違反し、また国立大学法人法第22条(業務の範囲)に違反する。

3. 「被告準備書面(4)第2、2」(p2)について

被告東京大学は、憲法第21条表現の自由についても勘違いしている。表現の自由とは、国民の表現活動が国家機関などによる介入を受けないことの保障である。

被告東京大学は、すでに述べたように、国立大学法人法によって設置され、政府から出資された金額を資本金とする団体であって、準国家機関である。したがって、被告東京大学は憲法第21条の表現の自由を享有しない。

その東京大学が、書物『地球温暖化懐疑論批判』を発行して国民の表現活動に介入したことは、憲法第23条学問の自由の侵害であると同時に、憲法第21条表現の自由の侵害なのである(原告陳述書、甲15)。

被告東京大学は、被告準備書面(4)において「本件書籍に記載されている見解に対し、原告は自由に反論・批判・論評等することができる」とする(p2)。しかし、被告東京大学は国費を使って書物『地球温暖化懐疑論批判』を大量に印刷して無料配布したが、名指しされた原告らにはそのような資金も出版能力も頒布能力もない。

つまり、被告東京大学の表現能力と原告の表現能力は対等ではなく、「原告は自由に反論・批判・論評等することができる」とする被告の主張は失当であり、原告らを名指ししての個人攻撃は被告東京大学の強大な表現能力を用いて、原告らの表現の自由を侵害することになる。

4. 「被告準備書面(4)第2、3」(p2)について

被告東京大学は、「被告は国立大学法人であり、国家賠償法第1条①でいう公共団体にあたらないと解される」と主張する。

しかし、公共団体とは公権力を行使する団体のことである。国立大学の役員および職員は、国立大学法人法第19条により刑法その他罰則ではみなし公務員とされているが、この制度が適用される法人はすべて公権力を行使する公共団体である。

独立行政法人はその公共団体の代表例のひとつである。国立大学法人法により設立される東京大学は独立行政法人の一覧表には含まれていないが、国立大学と同様の目的で設立される学校法人の国立高等専門学校機構は独立行政法人である。したがって、国立大学も独立行政法人と同等の公共団体ということになる。

まして、国費により書物『地球温暖化懐疑論批判』を発行して、原告らを名指しして、その議論に9項目の特徴を貼り付けて人身攻撃し、また原告らの研究成果を36項目の議論として挙げつらって、この議論に介入するというような公権力を行使したのであるから、公共団体として国家賠償法第1条①の適用は免れないことになる。

第三、被告準備書面(4)第3について

1. 本件は、「被告東京大学による憲法違反という重要事情を抱えた名誉毀損事件」である。しかし、被告は、この「東京大学による憲法違反」という問題に向き合うことなく、一般的な名誉毀損事件として対応しようと弁明を繰り返している。以下、そのような弁明も成り立たないことを述べる。

2. 「被告準備書面(4)第3、1」(p2)について

被告は、問題の書物『地球温暖化懐疑論批判』は「一般的傾向を記載したものであり、特定の個人を念頭に置いたものではない」という。しかし、名指ししておいて、その議論の特徴(傾向)を述べている以上、一般的読者は個人攻撃と理解することになる。

そのうえ、被告東京大学は、その準備書面(3)において、その代表例として原告の議論に対し5項目の特徴を具体的に貼り付けたのである。

被告東京大学はまた、「学者が自説と異なる見解に反論し、その論拠をあげるのはあまりにも当然」という。しかし、被告東京大学は学者個人ではない。被告東京大学は、公共団体であって、表現の自由を享有しないから、東京大学の名前で学説を発表したり、また他の学説を批評したりすることはできない。

それにもかかわらず、被告東京大学は原告らの研究成果に9項目の特徴を貼り付け、また36項目の議論を挙げつらったのである。

また、この書物『地球温暖化懐疑論批判』は、それぞれの文章の著者に責任のある論文

集ではない。それぞれの文章では、対象者として原告らの名をあげておきながら、著者の氏名を明らかにしていない。これでは無責任な「名無しの権兵衛」の放言であって、「自説と異なる見解に反論」ということにはならず、学術論争ではない。

そこで、原告は批判者の氏名を明らかににするよう求めた(甲9-2、甲10-1)が、著者代表明日香氏はこれを拒否した(甲10-3)。被告東京大学は返事もしなかった。つまり、この書物は、被告東京大学が、発行と編集ばかりか、その内容についても責任を持つ書物ということになる。

したがって、この書物『地球温暖化懐疑論批判』は対等の学者によって学術論争することを目的とするのではなく、東京大学という公権力を用いて、特定された科学者への攻撃を目的としたものであり、被告東京大学による憲法第23条(学問の自由)違反ということになるのである。

3. 「被告準備書面(4)第3、2」(p2)について

被告東京大学は、被告準備書面(3)において、原告らに貼り付けた9項目の特徴について公共・公益を掲げ、いずれも「その前提となる事実は主要な点で真実である」と弁明した(被告準備書面(3)p2)。

これに対し原告は、原告準備書面(3)において、被告東京大学は国立大学法人法により設立された国立大学であって、憲法第21条でいう表現の自由を享有しないから、真実であろうとなかろうと、特定個人への論評はできないと述べた(原告準備書面(3)p3)。

そのうえで、被告東京大学が原告に貼り付けた5項目の特徴のうち1項目でも真実でなければ、虚偽の特徴を原告に貼り付けたことになり、その名誉毀損は深刻で悪質となる。そして、原告に貼り付けた5項目すべて真実ではなく、虚偽であり、極めて悪質な名誉毀損ということになると述べた(原告準備書面(3)p3)。

これに対し、被告は、その準備書面(4)において、原告の指摘した真実ではないという事実について認否もできなかった。それなのに、何を考えているのか、この被告準備書面(4)においてふたたび3項目の特徴について「学問的・専門的内容を含む具体例」として追加的弁明をしてきたのである(被告準備書面(4)p2)。

そこで、被告の追加した主張はいずれも学問的・専門的にもナンセンスであり、真実ではなく、さらに原告の議論に虚偽の特徴を貼り付けるものであることを述べる。

(1)「データの誤解および曲解」(p3)について

この項目は、議論3に対するもので、原告には関係がないので論述しない。

(2)「定量的評価と定性的評価」(p3)について

これは議論26に対するもので、原告はこれによりふたたび特徴4を貼り付けられた。

ここで、被告東京大学は「水蒸気を含むさまざまな温室効果ガスの寄与度が定量的に

明らかにされている」という計算結果を根拠に、原告の定性的な反論を否定した。しかし、水蒸気の温暖化効果は雲の生成など複雑であり、確定された計算結果は未だ得られていない。したがって「定量的に明らか」という被告の主張は真実ではなく、虚偽の特徴を原告の議論に貼り付けたものであり、被告による名誉毀損の上塗りである。

ところで、被告東京大学は、この特徴4すなわち「定量的評価が進んでいる事項に対して、定性的にとどまる議論を持ち出して否定する」ことがさも悪いことのように主張する。しかし、定性的議論によって否定されるような定量的評価は科学に値しないことを被告東京大学は理解していない。この文章は科学者の書いた文章とはとても思えず、的外れな非難をするものである。

そして、水蒸気濃度が増えると水蒸気の相互作用により遠赤外線吸収効果(水蒸気の温暖化効果)は大きくなり、CO₂の温暖化効果はこれに隠れることを被告東京大学は理解していない。CO₂に温暖化効果があるのは水蒸気濃度の薄く、晴れた夜などいわゆる放射冷却のある場合だけである。したがって、この原告に貼り付けた特徴は、単に原告への攻撃を目的にするものであることを示している。

(3)「時間的および空間的スケール」(p3)について

これは原告の議論31に特徴7を貼り付けるもので原告に関係する。ここで、被告東京大学は「この(原告の)議論は、数万年後に起こるとされている氷期の到来を念頭におくものである」と主張する。これは、書物『地球温暖化懐疑論批判』の執筆代表者で、寒冷化は数万年後と信じている東北大学教授明日香氏の主張である。

しかし、原告は近い将来の寒冷化を論じている。数万年前という遠い話を議論しているのではない。つまり、被告東京大学の主張する事実は原告の主張ではなく、真実ではない。この原告への虚偽の貼り付けは被告東京大学による名誉毀損の上塗りである。

原告は、温暖寒冷は短期間で繰り返されるという現実を重視している。平安時代は温暖であり、1100年頃まで東北平泉に京と同程度の文化が栄えた。しかし、その100年後、鎌倉時代から江戸時代にいたる寒冷期となり、飢饉が頻発し、寒い地方の平泉文化は閉じることになる。原告は近い将来そのような寒冷期の再来を念頭において議論しているのであって、数万年後のことではない。「温暖化騒動」で狂っている現実を批判し、寒冷期が来た場合の飢饉対策こそ必要と訴えているのである。

特に、訴外近藤邦明と原告が発見した「気温高が原因でCO₂濃度増」という研究成果(甲16)によれば、気温が低くなるとCO₂濃度は減ることになる。他の条件が同じであれば植物の光合成量はCO₂濃度に比例する。近い将来、気温が現在より1℃程度下がり、これによりCO₂濃度が減れば、二重に光合成が影響を受けて食糧難の時代に突入する。

被告東京大学は、このように現実的に低温化する可能性についての原告の主張を「数万年後のもの」と曲解して、これにより誹謗する。つまり、被告東京大学こそ「時間的なスケールを取り違えて」おり、原告の議論31に対する特徴7の貼り付けは真実ではない。

4. 「被告準備書面(4)第3、2」についてのまとめ

この被告準備書面(4)における2項目の特徴の追加弁明は、被告準備書面(3)における5項目の特徴についての弁明に重複して付け加えたものであるが、いずれも原告に対する先の5項目の特徴に関する議論と同様、原告を真実に基づかず攻撃するものであり、虚偽の特徴を原告の議論に貼り付けるもので、被告東京大学による名誉毀損を上塗りするものであった。

かような名誉毀損の上塗りをすればするほど、被告東京大学は意識していないのであろうが、「被告東京大学による憲法第23条および21条違反という重要事情を抱える名誉毀損事件」がさらに深刻なものであることを明らかにすることになる。

5. 被告準備書面(3)と(4)において、原告に貼り付けた代表例はすべて虚偽

以上述べたように、被告東京大学は、その準備書面(3)と(4)において、5項目の特徴(1)(2)(4)(7)(9)を、原告の多数の議論にそれぞれ貼り付けた。

被告が公共(公益)を主張する個人間の名誉毀損事件では、責任を追求される被告側に表現の真実について立証する責任がある。ここで原告の議論に貼り付けた特徴が1項目でも真実でなく、虚偽であれば、被告東京大学の行為が単なる個人間の事件であると仮定しても、免責されることはない。

ところが、1項目どころか、5項目の特徴すべてにおいて真実でなく、虚偽の特徴を原告の議論に貼り付けたのであるから、被告東京大学による名誉毀損はきわめて悪質ということになる。

結論

被告東京大学は国立大学法人法で設立される国立大学であって、その東京大学が、憲法第23条(学問の自由)違反、第21条(表現の自由)違反および国立大学法人法第22条(業務の範囲)違反により民法第709条でいう不法行為事件(名誉毀損)を起こしたのであるから、その名誉毀損行為は決して許されるべきではない。

以上

平成21年第47553号

原告 槌田敦

被告 東京大学ほか

証拠説明書

2011年2月1日

東京地方裁判所民事部第26部御中

原告 槌田敦

甲号証 表目

(原本・写、作成年月日) 作成者

立証趣旨 (備考)

甲16 論文「大気中のCO₂濃度増は自然現象であった II. 関連する事実と理論の考察」

(写 2010年9月13日) 近藤邦明、槌田敦

気温が現在よりも約1℃下がれば、CO₂は増えないことを示す